

令和7年9月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気掃除機（自走式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちカセットこんろ1件、カセットボンベ1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気掃除機（自走式）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちポータブル電源（リチウムイオン）2件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、自転車1件、
リチウム電池内蔵充電器3件、ノートパソコン1件、エアコン（室外機）） | 10件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入した電気掃除機（自走式）について （管理番号：A202500637）

①事象について

アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入した電気掃除機（自走式）を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に搭載されているバッテリーの不具合により、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）8月22日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
Eufy RoboVac 15C（ブラック）	T2120	2023年4月1日 ～ 2023年8月21日	9,588
Eufy RoboVac G30	T2250		
Eufy RoboVac G30 Hybrid	T2253		
Eufy Clean G40 Hybrid	T2256		
Eufy Clean G40+	T2272		
Eufy Clean G40 Hybrid+	T2273		
Eufy RoboVac X8 Hybrid	T2261		
Eufy Clean X9 Pro with Auto-Clean Station	T2320		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー （X8 / X9 Pro 以外）	T2908		
Eufy Clean 交換用バッテリー （X9 Pro 用）	T2908		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー （X8 シリーズ用） （対象拡大）	T2937 （対象拡大）	（対象拡大分）	（対象拡大分）
Eufy RoboVac 15C（ホワイト） （販売期間及び対象シリアルナンバーの追加）	T2120 T2250	2023年4月1日 ～ 2023年10月15日	2,137
Eufy RoboVac G30（対象にホワイトを追加）			合計：11,725

2023年（令和5年）8月22日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：72.6%（2025年9月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	1	火災
2024年度	12	火災
2023年度	10	火災

※当該事故（管理番号：A202500637）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

2023 年 4 月 1 日から 2023 年 8 月 21 日（Eufy RoboVac 15C ホワイト、Eufy RoboVac G30 ホワイトは 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月 15 日）の期間に購入されたロボット掃除機または交換用バッテリーのうち、対象のシリアルナンバーのもの。

※対象のシリアルナンバーかどうかの確認は下記 URL のシリアルナンバー入力ボックスにて御確認ください。

<https://www.ankerjapan.com/pages/robovac-support>



Eufy RoboVac 15C
カラー：ホワイト、ブラック



Eufy Clean G40 Hybrid+
カラー：ブラック



Eufy RoboVac G30
カラー：ホワイト、ブラック



Eufy RoboVac X8 Hybrid
カラー：ブラック、ホワイト



Eufy RoboVac G30 Hybrid
カラー：ブラック
※ホワイトは対象外



Eufy Clean X9 Pro with Auto-Clean Station
カラー：ブラック



Eufy Clean G40 Hybrid
カラー：ブラック



Eufy RoboVac 交換用バッテリー (X8 / X9 Pro以外)

Eufy Clean交換用バッテリー (X9 Pro用) ※2個入り



Eufy Clean G40+
カラー：ブラック

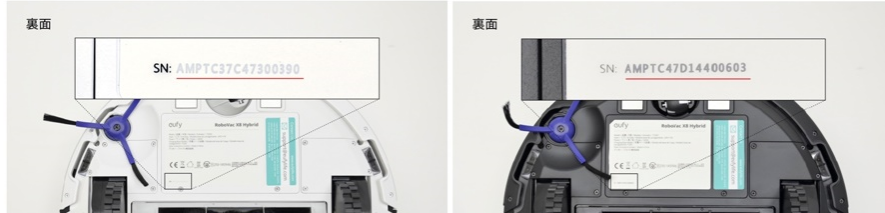


Eufy RoboVac 交換用バッテリー (X8 シリーズ用)

【シリアルナンバーの記載場所】

・ロボット掃除機

製品本体底面のシール左下記載の「SN:」の後、A から始まる 16 桁のシリアルナンバーをご確認ください。



・交換用バッテリー

QR コードの下に記載されている A から始まる 16 桁のシリアルナンバーをご確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 特設窓口

電話番号：0120(253)004

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.ankerjapan.com/blogs/news/429>

<https://www.ankerjapan.com/blogs/news/435>

<https://www.ankerjapan.com/pages/robovac-support>

※WEB 専用窓口からも申込みいただけます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500627	令和7年7月12日	令和7年9月18日	カセットこんろ	KC-353	株式会社ニチネン (輸入事業者)	火災	当該製品にカセットボンベを装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500636	令和7年8月16日	令和7年9月19日	カセットボンベ	ファイヤーシェフ ボンベ	TTS株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を他社製のカセットこんろに装着して使用中、ガバナー部から発火する火災が発生した。現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月11日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500637	令和7年8月6日	令和7年9月19日	電気掃除機(自走式)	T2272	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に搭載されるバッテリーの不具合により、出火に至ったものと考えられる。	秋田県	令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月11日 令和5年8月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 72.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500628	令和7年8月25日	令和7年9月18日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福島県	令和7年9月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500629	令和7年8月24日	令和7年9月18日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月3日
A202500630	令和7年9月6日	令和7年9月18日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	屋外で異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202500631	令和5年8月19日	令和7年9月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500632	令和7年8月2日	令和7年9月18日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和7年9月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500633	令和7年8月28日	令和7年9月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	電車内で当該製品をスーツケースに入れていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500634	令和7年8月23日	令和7年9月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和7年9月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月12日
A202500635	令和7年9月11日	令和7年9月19日	ノートパソコン	火災	当該製品を置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500638	令和7年8月4日	令和7年9月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	路上で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500639	令和7年9月6日	令和7年9月19日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	製造から20年以上経過した製品 令和7年9月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし